

平成 25 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 25 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 発注業種の変更

上水道の取水、浄水、配水等の施設及び温泉の配湯等の施設を設置する工事の発注業種を次のとおり変更します。

- (1) 業 種 現在の「管工事」から「水道施設工事」に変更します。
- (2) 対象工事 公道下における上水道配水管・温泉配湯管の布設（布設替）工事 及び これらに類する工事です。
- (3) そ の 他 敷地内の配管・小管工事や空調・給排水・衛生設備工事などは「管工事」で発注することに変更はありません。

2 一般競争入札の地域要件の変更

平成 21 年 4 月から諏訪地域 6 市町村同時に、設計金額 1,000 万円以上の工事は制限付き一般競争入札とされ、一定金額以上の工事は諏訪地域 6 市町村を地域要件（以下「広域案件」という。）として実施されています。

当町では、広域案件を除く一般競争入札を、原則として町内に所在する本店又は支店・営業所等を対象として実施し、平成 24 年 4 月からは、町内本店の受注拡大を図るため、予定価格 1,500 万円未満の工事については、町内本店のみを対象として実施してきましたが、今回、さらに見直しをかけ、予定価格 3,500 万円未満の工事について町内本店のみを対象として実施することとします。

ただし、業種ごとの登録者数や工事内容によっては、条件を変更することもあります。